

２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

１．経緯

２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛は、２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンと亜鉛が結合した物質である。

２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンは、アミノ酸であるメチオニンの補給を目的として、平成３年に飼料添加物として指定されている。

また、亜鉛を補給する飼料添加物としては、炭酸亜鉛（昭和５３年指定）、硫酸亜鉛（乾燥）（昭和５３年指定）、ペプチド亜鉛（平成８年指定）等が既に指定されている。

今回要望のあった２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛は、亜鉛及びメチオニンの補給ができることとされている。また、亜鉛の補給に関しては、一般に有機態亜鉛は無機態亜鉛に比べ生体利用性が高いと考えられていることから、有機態亜鉛である２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛は、無機態亜鉛より効率的に亜鉛の補給ができると考えられる。

２．改正の概要

２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニン亜鉛を飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、全ての家畜等を対象とする飼料とする。

３．今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得る。また、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、告示及び省令の改正の手続を進める。